

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 船員である地方公務員の勤務の実態を踏まえ、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一

号）における職員の範囲に一定の非常勤の船員を追加すること。（本則関係）

第二 この政令は、公布の日から施行し、一部の規定は、令和四年十月一日から適用すること。（附則関

係）